

随意契約理由書

神戸市

件名	海岸線列車無線設備点検整備
契約業者名	三菱電機株式会社 兵庫支店
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号に該当
随意契約の理由 <p>列車無線設備は、列車が安全・確実に運行するための重要な保安通信設備であり、列車の運行、旅客の安全に直接影響するため、常に装置の良好な状態の確保が求められる。</p> <p>また、国土交通省令及び電波法に基づく整備要領を定めて点検・整備を実施すると同時に、その点検は通信技術者及び無線技術者として、本装置に精通した者が担当しなければならない。</p> <p>上記業者は、当該装置の設計開発・製作・据付工事を行い、機器設置後の整備業務を担当し、設備、機器の構成や特殊性及びシステム特性を熟知しているだけでなく、限られた時間内に安全・確実な業務の遂行が期待できる。また、海岸線においては、昨年度、本点検業務を担当し、良好な実績を残した。</p> <p>本装置の主たる点検整備内容は、中央制御装置と基地局装置等の各機器仕様、電波法に基づく性能確認及び総合動作確認であり、装置を開発・製作した上記業者が独自に定める基準による判定が必要で、他業者で点検業務を行なうのは技術的に困難である。</p> <p>以上の理由から上記業者と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 電気システム課 (電話番号 791-9729)